9.	指定居宅士	サービス等	の事業の	人員、	設備及び	運営に関	する	甚準

○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)(抄)

(廃線の部分は改正部分)

改 正 紫 明 行

第二章 訪問介護

(訪問介護員等の員数)

無 出 《 图)

- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪 問介護員等のうち、利用者(当該指定訪問介護事業者が指定介護 予防訪問介護事業者(指定介護予防サービス等の事業の人員、設 備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のため の効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第 三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。) 第五 条第一項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同 じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介 護予防訪問介護(指定介護予防サービス等基準第四条に規定する 指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事 業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業 所における指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の利用者。以 下この条において同じ。)の数が四十又はその端数を増すごとに 一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。 場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用 者の数に応じて常動換算方法によることができる。
- 指定を受ける場合は、推定数による。 前項の利用者の数は、前三月の平均値とする。 ただし、新規に
- もって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定訪問が定める者であって、専ら指定訪問介護の職務に従事するものを、第二項のサービス提供責任者は介護福祉士その他厚生労働大臣

第二章 訪問介護

(訪問介護員等の員数)

無 出 《 图)

に応じて常勤換算方法によることができる。ければならない。<u>ただし、当該者の員数については、事業の規模ち事業の規模に応じて一人以上の者をサービス提供責任者としな問介護員等であって専ら指定訪問介護の職務に従事するもののう</u> 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪

同対応型訪問介護事業所をいう。)の職務に従事することができ所(指定地域密着型サービス基準第六条第一項に規定する指定夜護事業所をいう。以下同じ。)又は指定夜間対応型訪問介護事業三条の四第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護予第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービスの事件強の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定圧期巡回

規定する基準を満たしているものとみなすことができる。でに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項にいては、指定介護予防サービス等基準第五条第一項から第四項ま事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にっせて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護事業者の指定を併同

(地域との連携)

村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町では、提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に関して第三十六条の二 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっ

第三章 訪問入裕介護

「国に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 「国に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前三項合については、指定介護予防サービス等基準第五条第一項及び第。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場等基準第四条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ飲事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かっ、指定財・しどス等基準」という。)第五条第一項に規定する指定介護予防査(平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する。 「財子」と、等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防費、予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防費、予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防

(整設)

第三章 訪問入浴介護

(無田)

第五十八条 第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで 、第二十一条、第二十六条、第三十条から第三十五条まで、第三 十六条(第五項及び第六項を除く。) 、第三十六条の二から第三 十八条まで及び第四十四条並びに第四節(第四十八条第一項及び 第五十四条を除く。) の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業に ついて準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護 員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第八条中「第二十 九条」とあるのは「第五十三条」と、第十九条中「内容、当該指 定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代 わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容 」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪 問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第三十一条「 設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴 槽その他の設備及び備品等」と、第四十八条第二項中「法定代理 受領サービスに該当しない指定訪問入裕介護」とあるのは「基準 該当訪問入裕介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前 頃」と読み替えるものとする。

第四章 訪問看護

(看護師等の員数)

港 (字)

20・8 (容)

4 指定訪問看護事業者(次項の規定により、指定地域密着型サー ビス基準第百七十一条第四項に規定する人員に関する基準を満た すことをもって、第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満 たしているものとみなされている指定訪問看護事業者を除く。) が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者(指定地域密着 型サービス基準第三条の四第一項に規定する指定定期巡回・随時 (無田)

第五十八条 第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで 、第二十一条、第二十六条、第三十条から第三十五条まで、第三 十六条(第五項及び第六項を除く。) 、第三十七条、第三十八条 及び第四十四条並びに第四節(第四十八条第一項及び第五十四条 を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用 する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあ るのは「訪問入浴介護従業者」と、第八条中「第二十九条」とあ るのは「第五十三条」と、第十九条中「内容、当該指定訪問介護 について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払 を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二 十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」と あるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第三十一条中「設備及び 備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他 の設備及び備品等」と、第四十八条第二項中「法定代理受領サー ビスに該当しない指定訪問入裕介護」とあるのは「基準該当訪問 入裕介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読 み替えるものとする。

第四章 訪問看護

(看護師等の員数)

港 (字)

ひ・8 (器)

対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて 受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪 問介護看護(同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業をいう。)の事業が同一の事業所において一体的に運営 されている場合については、同項第四号イに規定する人員に関す る基準を満たすことをもって、第一項第一号イ及び第二号に規定 する基準を満たしているものとみなすことができる

5 指定訪問看護事業者(前項の規定により、指定地域密着型サー ビス基準第三条の四第一項第四号イに規定する人員に関する基準 を満たすことをもって、第一項第一号イ及び第二号に規定する基 準を満たしているものとみなされている指定訪問看護事業者を除 く。) が指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービス基 準第百七十一条第一項に規定する指定複合型サービス事業者をい ら。) の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定複 合型サービス(指定地域密着型サービス基準第百七十条に規定す る指定複合型サービスをいう。)の事業が同一の事業所において 一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービ ス基準第百七十一条第四項に規定する人員に関する基準を満たす ことをもって、第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満た しているものとみなすことができる。

(指定訪問看護の具体的取扱方針)

第六十八条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、汝に掲げると ころによるものとする。

一 指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連 携及び第七十条第一項に規定する前間看護計画書に基づき、利 用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。

11~月 (盤)

第七章 通所介護

(指定訪問看護の具体的取扱方針)

第六十八条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、汝に掲げると ころによるものとする。

一 指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連 携及び第七十条第一項に規定する前間看護計画に基づき、利用 者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。

11~月 (盤)

第七章 通所介護

(従業者の員数)

- おりとする。 節までにおいて「通所介護従業者」という。)の員数は、次のと事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節から第四業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定通所介護第九十三条 指定通所介護の事業を行う者(以下「指定通所介護事
 - 要と認められる数所介護の提供に当たる生活相談員が一以上確保されるために必において「提供時間数」という。)に応じて、専ら当該指定通一生活相談員 指定通所介護の提供を行う時間数(以下この条

11 (盤)

利用者の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保される数別上、十五人を超える場合にあっては、十五人を超える部分のび次節において同じ。)の数が十五人までの場合にあっては一定通所介護又は指定介護予防通所介護の利用者。以下この節及体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指強予防サービス等基準第九十六条に規定する指定介護予防通所介護の事業と指定介護予防通所介護予防通所介護の事業と指定介護予防通所介護予防通所介護の事業をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け入職予防サービス等基準第九十七条第一項に規定する指定介護予試費予に対けて上、請告通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者(指定の議職員が、利用者(指定介護職員、対容は定面所介護の提供に当たる介護職員が、利用者(

回 (盤)

の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。)において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者2 当該指定通所介護事業所の利用定員(当該指定通所介護事業所

(従業者の員数)

- とおりとする。四節までにおいて「通所介護従業者」という。)の員数は、汝の護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節から第事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定通所介簿九十三条 指定通所介護の事業を行う者(以下「指定通所介護
 - されるために必要と認められる数車ら当該指定通所介護の提供に当たる生活相談員が一以上確保間帯(以下この条において「提供時間帯」という。)を通じて生活相談員 指定通所介護の単位ごとに、その提供を行う時

11 (盤)

要と認められる数 はその端数を増すごとに一を加えた数以上確保されるために必 節において同じ。)の数が十五人までは一以上、それ以上五又 所介護又は指定介護予防通所介護の利用者。以下この節及び次 に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定通 をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的 の、指定通所介護の事業と指定する指定介護予防通所介護 通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、 通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、か 福定通所介護事業者が指定介護予防通所介護 予防サービス等基準第九十七条第一項に規定予合指定介護予防 指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者(指定介護予防 指定通所介護事業者が指定介護予以通所介護事業者(指定介護予防

回 (容)

の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。)において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者2 当該指定通所介護事業所の利用定員(当該指定通所介護事業所

ることができる。又は介護職員が一以上確保されるために必要と認められる数とす及は介護職員が一以上確保されるために必要と認められる数と寸時間数に応じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員護職員及び介護職員の員数を、指定通所介護の単位ごとに、提供が十人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看

- 常時一人以上当該省定重所介護ご従事させなければならない。 は介護職員(以下この条において「介護職員等」という。)を、 三号の介護職員及び第二項の適用がある場合における看護職員又 引 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、第一項第
- 等として従事することができるものとする。の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員は、一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員等は、利用者
- いう。 供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものを供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものを同り 前各項の指定通所介護の単位は、指定通所介護であってその提

(器) 8~0

頃に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各いては、指定介護予防サービス等基準第九十七条第一項から第八事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にっせて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の単業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併

設備及び運営に関する基準第五節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに第五節

(利用定員)

受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節におい定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を第百五条の六 指定療養通所介護事業所は、その利用定員(当該指

ことができる。 は介護職員が一以上確保されるために必要と認められる数とする時間帯を通じて専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員又護職員及び介護職員の員数を、指定通所介護の単位ごとに、提供が十人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看

(海設)

いう。 供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものを 、 前二項の指定通所介護の単位は、指定通所介護であってその提

4~0 (幂)

頃に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各いては、指定介護予防サービス等基準第九十七条第一項から第六事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にっせて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護事業者が指定企識予防通所介護事業者の指定を併

設備及び運営に関する基準第五節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに

(利用定員)

受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節におい定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を第日五条の六 指定療養通所介護事業所は、その利用定員(当該指

て同じ。)を九人以下とする。

第六節 基準該当居宅サービスに関する基準

(従業員の員数)

- 第百六条 基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相 当するサービス(以下「基準該当通所介護」という。)の事業を 行う者 (以下「基準該当通所介護事業者」という。) が当該事業 を行う事業所(以下「基準該当通所介護事業所」という。) ごと に置くべき従業者(以下この節において「通所介護従業者」とい う。)の具数は、汝のとおりとする。
 - 一 生活相談員 基準該当通所介護の提供を行う時間数(以下こ <u>の条において「提供時間数」という。) に応じて、</u>専ら基準該 当通所介護の提供に当たる生活相談員が一以上確保されるため に必要と認められる数
 - 二 看護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、専ら当該基準該 当通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために **必要と認められる数**
 - 三 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、提供時間数に応 じて、専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる介護職員が、 利用者(当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事 業と基準該当介護予防通所介護(指定介護予防サービス等基準 第百十二条第一項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう 。以下同じ。)の事業を同一の事業所において一体的に運営し ている場合にあっては、当該事業所における基準該当通所介護 又は基準該当介護予防通所介護の利用者。以下この条において 同じ。)の数が十五人までは一以上、利用者の数が十五人を超 える場合は、超えた部分の利用者の数を五で除して得た数に一 を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

回 (盤)

て同じ。)を八人以下とする。

第六節 基準該当居宅サービスに関する基準

(従業員の員数)

- 第百六条 基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相 当するサービス(以下「基準該当通所介護」という。)の事業を 行う者(以下「基準該当通所介護事業者」という。)が当該事業 を行う事業所 (以下「基準該当通所介護事業所」という。) ごと に置くべき従業者(以下この節において「通所介護従業者」とい う。)の具数は、汝のとおりとする。
 - 一 生活相談員 基準該当通所介護の単位ごとに、その提供を行 う時間帯 (以下この条において「提供時間帯」という。) を通 <u>じて</u>専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる生活相談員が一 以上確保されるために必要と認められる数
 - 二 看護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、提供時間帯を通 じて車ら当該基準該当通所介護の提供に当たる看護職員が一以 上確保されるために必要と認められる数
 - 三 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、提供時間帯を通 じて専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる介護職員が利用 者(当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と 基準該当介護予防通所介護(指定介護予防サービス等基準第百 十二条第一項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以 下同じ。) の 事業を 同一の 事業 所 に ない アー 体的 に 運 営 してい る場合にあっては、当該事業所における基準該当通所介護又は 基準該当介護予防通所介護の利用者。以下この条において同じ 。)の数が十五人までは一以上、それ以上五又はその端数を増 すごとに一を加えた数以上確保されるために必要と認められる

回 (盤)

- 2 当該基準該当通所介護事業所の利用定員(当該基準該当通所介 護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることが できる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)が 十人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護 職員及び介護職員の員数を、基準該当通所介護の単位ごとに、提 供時間数に応じて、専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる看 護職員又は介護職員が一以上確保されるために必要と認められる 数とすることができる。
- σ 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護の単位ごとに、 第一項第三号の介護職員及び前項の適用がある場合における看護 職員又は介護職員(以下この条において「介護職員等」という。 を、常時一人以上当該基準該当通所介護に従事させなければな らない
- 4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員等は、利用者 の処遇に支障がない場合は、他の基準該当通所介護の単位の介護 職員等として従事することができるものとする。
- □ 前各項の基準該当通所介護の単位は、基準該当通所介護であっ てその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われ るものをいうものとする。

9 (盤)

7 基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護の事業と が、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営され ている場合については、指定介護予防サービス等基準第百十二条 第一項から第六項までに規定する人員に関する基準を満たすこと をもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすこ とができる。

第百九条 第八条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十九

2 当該基準該当通所介護事業所の利用定員(当該基準該当通所介 護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることが できる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)が 十人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護 職員及び介護職員の員数を、基準該当通所介護の単位ごとに、提 <u>供時間帯を通じて</u>専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる看護 職員又は介護職員が一以上確保されるために必要と認められる数 とすることができる。

(海敦)

(海設)

σ 前二項の基準該当通所介護の単位は、基準該当通所介護であっ てその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われ るものをいうものとする。

4 (器)

Β 基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護の事業と が、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営され ている場合については、指定介護予防サービス等基準第百十二条 第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすこと をもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすこ とができる。

(舞田)

第百九条 第八条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十九

十五条まで、第三十六条(第五項及び第六項を除く。) 、第三十 大条の二から第三十八条まで、第五十二条、第九十二条及び第四 節(第九十六条第一項及び第百五条を除く。)の規定は、基準該 当通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条 中「第二十九条」とあるのは「第百条」と、「訪問介護員等」と あるのは「通所介護従業者」と、第十九条中「内容、当該指定訪 問介護について法第四十一条第六項 の規定により利用者に代わっ て支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と 、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介 護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第三十二条中「訪問介 護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第九十六条第二項中 「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは 「基準該当通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「 前頃」と読み替えるものとする。

第九章 短期入所生活介護

(指定通所介護事業所等との併設)

第百四十条の二十六 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生 活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当短期入所生 活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当短期入所生 活介護事業者」という。) が当該事業を行う事業所(以下「基準 該当短期入所生活介護事業所」という。)は、指定通所介護事業 所若しくは指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サ - ビス基準第五十二条第一項に規定する指定認知症対応型通所介 護事業所をいう。) 又は社会福祉施設 (以下「指定通所介護事業 **下等」という。) に併設しなければならない。**

(従業者の員数)

十五条まで、第三十六条(第五項及び第六項を除く。) 、第三十 七条、第三十八条、第五十二条、第九十二条及び第四節(第九十 大条第一項及び第百五条を除く。) の規定は、基準該当通所介護 の事業について準用する。この場合において、第八条中「第二十 九条」とあるのは「第百条」と、「訪問介護員等」とあるのは「 通所介護従業者」と、第十九条中「内容、当該指定訪問介護につ いて法第四十一条第六項 の規定により利用者に代わって支払を 受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十 一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあ るのは「基準該当通所介護」と、第三十二条中「訪問介護員等」 とあるのは「通所介護従業者」と、第九十六条第二項中「法定代 理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該 当通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と 読み替えるものとする。

第九章 短期入所生活介護

(指定通所介護事業所等との併設)

第百四十条の二十六 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生 活介護又はこれに相当するサービス (以下「基準該当短期入所生 活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当短期入所生 **活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準** 該当短期入所生活介護事業所」という。)は、指定通所介護事業 所

又は社会福祉施設 (以下「指定通所介護事業所等」という。) に併設しなければならない。

(従業者の員数)

第百四十条の二十七 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当 |第百四十条の二十七 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当

短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者(以下この節にお いて「短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとお りとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図る ことにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営 を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がな いときは、第三号の栄養士を置かないことができる。

(霊ゆ)

一~田

- 2 前頃第二号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、 新規に基準該当短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定 数による。
- 3 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な 機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当 該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することが できるものとする。

4・で (器)

(設備及び備品等)

無石匠十条の川十 (器)

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

1 単常

~ (泰)

ロ 利用者一人当たりの床面積は、七・四三平方メートル以上 とすること。

(()

11~月 (盤)

∞・4 (磊)

(無田)

第百四十条の三十二 第九条から第十三条まで、第十六条、第十九 第百四十条の三十二 第九条から第十三条まで、第十六条、第十

短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者(以下この節にお いて「短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、汝のとお りとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図る ことにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営 を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がな いときは、第四号の栄養士を置かないことができる。

医師 一人以上

(空)

- 2 前項第三号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、 新規に基準該当短期入所生活介護の事業を開始する場合は、惟定 数による。
- 3 第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な 機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当 該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することが できるものとする。

4・で (器)

(設備及び備品等)

無石匠十条の川十 (器)

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

1 世州

ロ 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上 とすること。

(()

11~片 (盤)

∞・4 (標)

(舞田)

条、第二十一条、第二十六条、第三十二条から第三十五条まで、 第三十六条(第五項及び第六項を除く。) 、第三十六条の二から 第三十八条まで、第五十二条、第百一条、第百三条、第百四条、 第百二十条並びに第四節(第百二十七条第一項及び第百四十条を 除く。)の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準 用する。この場合において、第十九条中「内容、当該指定訪問介 護について法第四十一条第六項 の規定により利用者に代わって支 払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第 二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」 とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第三十二条中「訪 問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第百一 条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従 業者」と、第百二十七条第二項中「法定代理受領サービスに該当 しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生 活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第 百三十三条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み 替えるものとする。

第十二章 特定施設入居者生活介護

(法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意) 第百八十条 老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホー ムである指定特定施設において指定特定施設入居者生活介護<u>(利</u> 用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。)を 提供する指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施 設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は 、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、そ の意思を確認しなければならない。

第五節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護

九条、第二十一条、第二十六条、第三十二条から第三十五条まで 、第三十六条(第五項及び第六項を除く。)、第三十七条、第三 十八条、第五十二条、第百一条、第百三条、第百四条、第百二十 条並びに第四節 (第百二十七条第一項及び第百四十条を除く。) の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。 この場合において、第十九条中「内容、当該指定訪問介護につい て法第四十一条第六項 の規定により利用者に代わって支払を受 ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一 条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とある のは「基準該当短期入所生活介護」と、第三十二条中「訪問介護 員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第百一条第三 項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」 と、第百二十七条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない 指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護 」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替える ものかかる。

第十二章 特定施設入居者生活介護

(法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意) 第百八十条 老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホー ムである指定特定施設において指定特定施設入居者生活介護を提 供する指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設 入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、 利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その 意思を確認しなければならない。

第五節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護

の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関 する基準

(受託居宅サービス事業者への委託)

第百九十二条の十 (略)

- 22 受託居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者又は指定 地域密着型サービス事業者(法<u>第四十二条の二第一項</u>に規定する 指定地域密着型サービス事業者をいう。) でなければならない。
- σ 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は 、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リ ハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション 、第百九十三条に規定する指定福祉用具貸与及び指定地域密着型 サービス基準第四十一条に規定する指定認知症対応型通所介護と やる。

4~∞ (辱)

第十三章 福祉用具貸与

(指定福祉用具貸与の基本取扱方針) 第百九十八条 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又 は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよ

う、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

ひ・6 (器)

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第百九十九条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針 は、次に掲げるところによるものとする。

| 指定福祉用具貸与の提供に当たっては<u>、次条第一項に規定す</u> る福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、か

の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関 する基準

(受託居宅サービス事業者への委託)

第百九十二条の十 (略)

- 22 受託居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者又は指定 地域密着型サービス事業者(法第四十二条第一項に規定する指定 地域密着型サービス事業者をいう。) でなければならない。
- σ 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は 、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リ ハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション 、第百九十三条に規定する指定福祉用具貸与及び指定地域密着型 サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年 厚生労働省令第三十四号)第四十一条に規定する指定認知症対応 型通所介護とする。

4~∞ (隔)

第十三章 福祉用具貸与

(指定福祉用具貸与の基本取扱方針) 第百九十八条 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又 は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよ う、適切に行わなければならない。

ひ・8 (器)

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針) 第百九十九条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針

は、次に掲げるところによるものとする。 一 指定福祉用具貸与の提供に当たっては<u>、利用者の心身の状況</u>

、希望及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具が適切に

第十四章 特定福祉用具販売

読み替えるものとする。

三十六条(第五項及び第六項を除く。)、第三十六条の二から第三 十八条まで、第五十二条、第百一条第一項及び第二項、第百九十 三条、第百九十五条、第百九十六条並びに第四節(第百九十七条第 一項及び第二百五条を除く。)の規定は、基準該当福祉用具賞与の 事業に準用する。この場合において、第八条中「第二十九条」と あるのは「第二百条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用 具専門相談員」と、第十条中「実施地域」とあるのは「実施地域 、取り扱う福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導 」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護 員等」とあるのは「従業者」と、第十九条中「提供日及び内容、 当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用 者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは 「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十一条中「法 定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基 準該当福祉用具貸与」と、第百一条第二項中「処遇」とあるのは 「サービスの利用」と、第百九十七条第二項中「法定代理受領サ ービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福 祉用具賞与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と

第五節 基準該当居宅サービスに関する基準

第二百六条 第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで

、第二十一条、第二十六条、第三十三条から第三十五条まで、第

11~1 (空)

 1
 確執用具領与計画

 2
 (器)

(無用)

第二百回条の二 (略)

(記録の整備)

計画の変更について準用する。

具貸与計画の変更を行うものとする。 あ一項から第四項までの規定は、前項に規定する福祉用具貸与

- 用具貸与計画の実施状況の把握を行い、
- Φ祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉 必要に芯じて当該福祉用

- 当該福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。
- 4 福祉用具専門相談員は、福祉用具賞与計画を作成した際には、
- ひない。 β 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては 、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者 の同意を得なければならない。
- 作成されなければならない。 2 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている 場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければな
- の二第一項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして
- 第百九十九条の二 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、 希望及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目 標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載 した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合にお いて、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第二百十四条

(福祉用具貸与計画の作成)

11~片 (盤)

得るものとする。

つ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるととも に、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料 等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を

第十四章 特定福祉用具販売

えるものとする。

、第五十二条、第百一条第一項及び第二項、第百九十三条、第百 九十五条、第百九十六条並びに第四節(第百九十七条第一項及び 第二百五条を除く。)の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に 準用する。この場合において、第八条中「第二十九条」とあるの は「第二百条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門 相談員」と、第十条中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り 扱う福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあ るのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」 とあるのは「従業者」と、第十九条中「提供日及び内容、当該指 定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代 わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供 の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十一条中「法定代理 受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当 福祉用具貸与」と、第百一条第二項中「処遇」とあるのは「サー ビスの利用」と、第百九十七条第二項中「法定代理受領サービス に該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具 貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替

第五節 基準該当居宅サービスに関する基準

第二百六条 第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで

、第二十一条、第二十六条、第三十三条から第三十五条まで、第

三十六条(第五項及び第六項を除く。)、第三十七条、第三十八条

H∼T (盤)

(ש田)

い (器)

(記録の整備) 第二百回条の二 (略)

11~片 (盤)

に係る同意を得るものとする。

選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に 応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用 方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与

(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)

継川 旧十 目 殊 (唇)

福祉用具の販売に係る同意を得るものとする。使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に定する特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に増定特定福祉用具販売の提供に当たっては、次条第一項に規

11~目 (盤)

(霊の)

(特定福祉用具販売計画の作成)

- 礼ばならない。一項に規定する福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなけお、指定福祉用具貸与の利用がある場合は、第百九十九条の二第を記載した特定福祉用具販売計画を作成しなければならない。な売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定特定福祉用具販第二百十四条の二福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、
- ならない。 る場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければ 2 特定祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されてい
- 4 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画を作成した際に

(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)

) 第11 百十 日 条 (图)

別の特定福祉用具の販売に係る同意を得るものとする。の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個き相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具が適切に遷定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づ状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定福祉用具性定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の

11~回 (盤)

成されていることを確認する。の申請に係る特定福祉用具が必要な理由が記載された書類が作十一条第一項第三号に規定する居宅介護福祉用具購入費の支給工 居宅サービス計画が作成されていない場合は、施行規則第七

(海訟)

い。
は、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならな

(記録の整備)

27 (魯)

→ 特定福祉用具販売計画

□~旧 (盤)

(記録の類種)

23 (器)

(膵器)

一 ~ 回 (盤)

16